

平成 年 月 日

受 益 者

様

丸亀市長

印

農業集落排水事業受益者分担金徴収猶予（承認・不承認）
決定通知書

年 月 日 付けをもって申請のありました分担金の徴収猶予について、下記のとおり決定しましたので丸亀市農業集落排水事業受益者分担金条例施行規則第10条第2項の規定により通知します。

決 定 の 内 容	徴 収 猶 予 す る	(理由)			
		土 地 の 所 在	地 積	猶 予 地 積	備 考
	徴 収 猶 予 し な い	(理由)			
		土 地 の 所 在	地 積	備 考	

(注) この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対し審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、丸亀市を被告として提起することができます。